

第23回期 第29回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和元年11月19日(火) 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員10人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 正一
同 (同)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	関根 榮治
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	小室 勝弘
同 (染)	川音 光平
同 (小貫・太田輪)	八木沼 進
同 (山白石)	佐藤 博
同 (同)	圓谷 広行

4 欠席委員(委員0人・推進委員1人)

推 進 委 員 (中根松) 江田 利光

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真

主 査 圓谷 恭幸

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会長	<p>ただいまから第29回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 あらためまして、こんにちは。第29回浅川町農業委員会総会を招集いたしましたところ、先日の福島県下農業委員会大会に引き続きのご出席となり、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。 11月も半ばを過ぎようとしております。今日は日中、汗をかくような温かさがありますが、朝晩には冷え込みが厳しくなってきたように思われます。特に今年はインフルエンザ等の流行も早いというような報道もあります。予防に心がけまして、体調管理に気を配っていただきたく、また農業委員会活動にも取り組んでいただきたく思う次第です。本日の議案審議は2件でございます。いつものように慎重な審議をお願いいたします。 総会の終了後には連携会議を実施いたしますので、引き続きのご出席をお願いしまして、あいさつとします。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>本日の農業委員の出席は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第29回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。 なお、推進委員の出席は11名中、10名です。中根松地区担当推進委員江田利光委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。</p>
会長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)</p>
会長	<p>異議なしと認め、3番、鈴木政吉委員、4番、小針賢一委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の圓谷主査を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第62号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】 議案第62号①について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告および意見を求めます。</p>
石塚委員	<p>はい。浅川・滝輪地区担当推進委員の石塚です。議案第62号農地法第4条①についての調査結果の報告および意見を申し上げます。</p>

<p>会長</p> <p>事務局長</p>	<p>申請人、*****さん、以下記載のとおりです。</p> <p>1 1月9日午前7時より地区副担当の會田委員、酒井委員および申請人立会いのもと、現地にて調査をしてまいりました。</p> <p>申請人の所有する*****の畑、77㎡に一般住宅敷地へ進入するための通路を造りたいということです。汚水の発生はなく、雨水は町道側溝へ放流するそうです。調査事項であります一般基準の申請目的、実現性の確実性に関する項目および周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他の項目について該当する項目はなく、今回の転用については問題のないものとしてみてきましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p> <p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。</p> <p>本件は顛末案件であります。申請者は今回隣接する既存宅地に住宅を新築するにあたり、建築調査をしていた中で、これまで日常的に使用していた通路が畑の一部であったということが判明したので、この事態を解消するため、畑を分割し、通路として利用するため本申請に及んだ次第です。今後は法令順守をしていく誓約書も提出されております。</p> <p>まず、立地基準については、水道管及び下水道管が埋設された道路に面しており、おおむね500m以内に2以上の公共施設または公益的施設がある区域にある、公共施設便益地域内農地ということで農地区分の第3種農地と判断しました。</p> <p>転用目的は、既存宅地への進入用通路として利用するためです。</p> <p>一般基準の各項目についてですが、</p> <p>転用に必要な資力、信用については、必用な資力を自己資金で賄う計画であり、資金証明も添付されています。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は自己所有地であり、農地台帳を確認しても利用権設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和2年4月末までとされているため該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合および法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、道路法24条について許可見込みであり、該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、本申請地のみであるため、該当しません。</p> <p>事業目的からみて、申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、進入用通路として最低限の面積であり、該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、通路として利用するため該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の</p>
-----------------------	---

	<p>機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、周辺は宅地化され農地の広がりはなく、汚水の発生はせず、雨水は既設側溝へ放流する計画のため、支障ありません。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。 議案第62号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第62号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第62号、農地法第4条①は許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第63号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第63号①について、染地区推進委員、川音光平委員の調査報告および意見を求めます。</p> <p>はい。染地区担当推進委員の川音です。議案第63号農地法第5条①についての調査結果の報告および意見を申し上げます。</p> <p>申請地の田んぼ494㎡に対し、譲受人****さんが一般住宅を建築するため、転用の申請に至ったようです。11月10日午後4時半から地区副担当の八旗委員、*****、父****さん、祖父****さんとで現地状況とこれまでの経過の調査をしてまいりました。</p> <p>申請地の所有者は****さんであり、****さんは孫にあたるということです。土地の権利は譲渡人、譲受人の間で使用貸借権を設定し、そこへ****さんが住宅を建築する計画です。許可を受けられ次第、工事に進んでいきたいとのことでした。なお、申請地の東と南側が町道に接し、高低差もあることから、水はけ等で造成をしないといけないので、工期が遅れないか心配もしているとのことでした。一般基準の申請目的、実現性の確実性に関する項目および周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他の項目について該当する項目はなく、今回の転用については問題のないものとしてみてきましたので、審議のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>

<p>会 長</p> <p>事務局長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>補足説明いたします。</p> <p>譲渡人は****さん、譲受人は****さんとは祖父と孫の関係にあり、実家に接した土地を借り、住宅を建築して移り住む計画です。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しました。第1種農地の場合、原則転用は認められないものとされておりますが、当該申請は、居住する者の日常生活に供するもので、集落に接続して設置される集落接続事業であるため、第1種農地でも許可が可能な案件となります。</p> <p>転用の目的ですが、一般住宅を建築するためです。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、</p> <p>転用に必要な資力、信用については、必用な資力を全額借入金で賄う計画であり、資金証明も添付されています。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和2年3月末までとされているため該当しません。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合および法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、法定外の隣接道路の接続については町と協議を図り調整済みのため、該当はありません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、本申請地のみであるため、該当しません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、一般住宅建築のためには適当な面積であり、該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、一般住宅の建築が目的となっておりますので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、汚水は合併浄化槽を設置し、既設側溝へ排水。雨水は集水桝にて集水後、既設側溝へ排水及び自然浸透する計画となっております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第63号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第63号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第63号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p>
会 長	<p>次に、その他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p> <p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>次回総会12月18日(水)午後1時30分予定。終了後に農業者等との意見交換会を実施します。町長参加のもと、農協の各部長さん、認定農業者推進協議会会長さん、新規就農者さんを交えて意見交換する場を持ちたいと思います。その後、総会・意見交換会終了後、忘年会に移る予定です。</p> <p>12月10日(火)には、改選説明会を行います。来年度農業委員会は改選時期を迎えるにあたり、年明けには募集を開始するためにも説明会を設定しました。農業委員さん、最適化推進委員さんをはじめ、行政区長さん、認定農業者さん、新規就農者さんへ案内を出す予定です。</p> <p>このあと、第3回関連団体との連携会議を開催します。会場作成のため一旦退室願います。</p>
圓谷主査	<p>それでは、私の方から皆様にお配りしている資料等について説明させていただきます。</p> <p>まず、利用意向調査についてです。11月末に皆様にお配りしている送付先一覧の方に郵送で返信用封筒を入れて例年どおり送付します。一覧について農地を耕作している方に対し、別のA4文書、ホチキス止めしてあるような形で鏡文書、調査書と回答書、それから記載例と利用意向調査に関するQ&Aをつけて郵送させていただきますと予定をしております。こちらは皆様の利用状況調査において遊休農地と判定されたものについて、事務局で9月末から10月末までの間に再度確認が必要と思われるもの等について現地確認を実施して、多少評価を調整させていただいたものもございます。Q&Aに書いてありますとおり調査の時期によって手入れをする前に判定されたことで維持管理されている農地が遊休農地と判定されることもありますのでご了承くださいと、その場合には回答書にその旨ご記載くださいと書いてあります。その場合、再度現地を確認させていただきますとしておりますので、その際には委員の皆様にも再確認のご協力をお願いいたします。それから、この調査は11月末までの回答期限なのですが、昨年も皆様にご協力いただきましてかなり回収率が高かったのですが、今年も1月の総会時に皆様に未回答の方の一覧を提示させていただきたいと思っておりますので、今年も回収にご協力をお願いします。</p> <p>また、お配りさせていただいたビニルに入ったクリアファイル等は農業者年金加入促進用資材です。農業委員会の業務の一つである農業者年金への加入促進を</p>

	<p>図るためにお役立ていただきたいと思います。皆様のお近くに農業者で加入が見込まれそうだという方がおりましたら、是非とも事務局までご紹介をいただけたらと思っています。事務局の方でもこのような加入用資材を持って、対象者宅へお伺いしようと思います。</p> <p>それから、農業会議からありました農業委員の網紀肅正という文書をお配りさせていただいております。ご存知の方もいるかと思いますが、農地転用で便宜を図り、現金を受け取ったとして収賄容疑で逮捕された事案が全国的に増えています。浅川町では関係のないような話とお感じになられると思いますが、浅川町だけでなくこの辺の町村でも最近、様々な県内外の業者から太陽光発電に係る問合せは非常に多い状況でありますので、内容をご確認いただき今後の公正・公平な職務の遂行をお願いしたいと思います。</p> <p>来月のことについても若干触れさせていただきます。今週中に12月10日に予定している農業委員・推進委員の改選に関する説明会の通知を各行政区長、認定農業者、新規就農者、そして皆様宛に通知する予定であります。さらに、12月18日に予定されています地域農業者との意見交換会の連絡もするつもりです。こちらは、町長、夢みなみ農協浅川支店各生産部代表者、認定農業者推進協議会代表者、今年度認定の新規就農者、須賀川農業普及所、そして皆様に対して送る予定です。併せて忘年会の通知も同封する予定です。今回の会場は「まるみ」で会費は予定ですが、5,000円で行います。こちらは会場の都合がありますので、出欠報告を12月11日とさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>最後に、本日回収させていただくと連絡させていただいた活動記録簿ですが、総会が始まる前にご提出いただきました方もおりますが、提出がまだの方は提出いただきますようお願いいたします。私の方からは以上です。</p>
会 長	事務局より連絡事項終わりましたが、委員の皆さんから何でも結構ですので何かありましたなら申し上げます。
会 長	ないようですので、それでは、以上を持ちまして第29回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)